

綾部市週休2日制工事实施要領

(趣旨)

1. 本要領は、綾部市が発注する工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

2. 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取り組みにより、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(発注方式)

3. 発注者が週休2日に取り組むことを指定する「発注者指定方式」、若しくは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む「受注者希望方式」とする。なお、営繕工事等において、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(対象工事)

4. 原則、綾部市発注の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は、本要領の対象外とする。なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制の対象であることを明記する。
 - (1) 通年維持工事等の単価契約で行う工事
 - (2) その他、発注者が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

5. 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(2) 休日

各技術者及び技能労働者毎に現場(現場事務所含む)で作業していない日をいう。

(3) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態。(営繕工事等)

(4) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。

(5) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(6) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(7) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、後片付け期間及び以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

ウ 工事事務による不稼働日数

エ 災害対応等で土曜日及び日曜日（以下「土日」という。）に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数

オ 工事の全面中止日数

(8) 完全週休2日

施工に必要な期間内の全ての週において、原則として土日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行なったと認められる状態をいう。ただし、土日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

(9) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土日の合計日数以上に現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）された状態をいう。

(10) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所等日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

（実施方法及び労務費等の補正）

6. 実施方法、確認方法及び労務費等の補正に関する考え方については、次の実施要領等に準ずるものとする。

- (1) 国土交通省土木工事標準積算基準、機械設備工事積算基準を適用する工事は「週休2日制工事実施要領」または「週休2日交替制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。なお「建設交通部」とあるのは「綾部市」と読み替えるものとする。

- (2) 土地改良工事積算基準及び森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事は「京都府農林水産部所管府営事業に係る週休２日制工事実施要領」（京都府農林水産部）を準用する。なお「農林水産部」とあるのは「綾部市」と読み替えるものとする。
- (3) 公共建築工事積算基準を適用する工事は「営繕工事における週休２日促進工事実施要領」（京都府建設交通部営繕課）を準用する。ただし、【９その他】は適用しない。なお「京都府」とあるのは「綾部市」と読み替えるものとする。
- (4) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）を適用する工事は同必携を準用する。なお、労務費等の補正に関する事項以外については「週休２日制工事実施要領」（京都府建設交通部）を準用する。
- (5) 積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における実施要領等を準用する。

（確認方法）

7. 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに「工事打合簿」による報告とあわせて現場閉所等日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督員に提示すること。なお、「工事打合簿」には現場閉所日数の割合等を記載すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所等日数の割合等を確認する。

（補正方法）

8. 週休２日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

(1) 発注者指定方式

- ① 発注者が指定する週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- ② 実績において、発注者が指定する週休２日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、契約書の規定により、各経費に乗算する補正係数を適用する実施基準等に記載された補正係数に変更するものとする。また、通期の週休２日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を1.00 に変更するものとする。

(2) 受注者希望方式

- ① 各経費に乗算する補正係数を1.00で、予定価格を作成するものとする。
- ② 実績において、受注者が希望する週休２日の現場閉所等を達成した場合、契約書の規定により、各経費に乗算する補正係数を適用する実施基準等に記載された補正係数に変更するものとする。月単位の週休２日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、各経費に乗算する補正係数を通期の週休２日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。また、通期の週休２日の現場閉所等を行ったと認められない場合は、補正係数を1.00のままとする。

(工事成績評定)

9. 週休2日の現場閉所等を行ったと認められない場合においても、工事成績評定で減点を行わない。

(その他)

10. 受注者は、週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

週休2日制工事試行要領(令和6年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。